札幌人権擁護委員連合会	札幌市	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十四条第二項の事務以外の事務に関する札幌法務局の管轄区域	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○財務省令第十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。			
区分	定員	備考	
本省	一六、四六四人		
国税庁	五五、九五三人		
合計	七二、四一七人		

改正前			
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。			
区分	定員	備考	
本省	一六、二五一人		
国税庁	五五、九〇三人		
合計	七二、一五四人		

［同上］	［同上］	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十三条第二項の事務以外の事務に関する札幌法務局の管轄区域	［同上］

附　則

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和二年九月三十日までの間	一六、五一一人
国税庁	令和二年九月三十日までの間	五五、九八九人

○厚生労働省令第五十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信